

庁舎管理チェックリスト

配慮が必要な障がい区別		肢体不自由	聴覚障がい	視覚障がい	盲ろう者	言語障がい	知的障がい	精神障がい
☐	建物入り口を誘導する音声ガイドや点字ブロックは設置されているか。 設置が無い場合は、誘導を担当する職員を決める等体制を整えているか。			○	○		○	
☐	緊急性があるものや車の移動を求める際など、館内放送が字幕で確認できるような電光掲示板、ランプ等が設置されているか。		○					
☐	災害時の停電に備えて、非常灯や出口に案内する誘導灯などの設備が設置されているか。設置が無い場合は、誘導を担当する職員を決める等体制を整えているか。	○	○	○	○	○	○	○
☐	トイレの個室にいても緊急情報が流れていることに気付ける設備（パトライトなどの屋内信号装置）があるか。また、緊急情報に関する設備であることの説明は掲示してあるか。		○					
☐	車いすユーザーなど歩行が困難な方のための幅広（幅員3.5m以上）の駐車区画を、建物の出入口やスロープからできるだけ近い場所に用意する。	○			○			
☐	車いすユーザーの駐車場確保のためのコーン設置において、駐車する際のコーンの移動等に配慮されているか。（コーンを移動するための職員の支援等）	○						
☐	建物に入るに当たり、車いすを使用する人から配慮を求められた場合、スロープの設置場所まで案内する。 又は建物入口の段差を解消する携帯スロープを設置する。	○			○			
☐	車いすがスムーズに移動できるよう入口の障害物（マット等）を除去する。	○						
☐	車いすユーザーが利用しやすい受付カウンター等や通行に支障のないスペースを確保する。	○			○			
☐	案内掲示は、見えやすく、分かりやすいものになっているか。	○	○	○	○	○	○	○
☐	掲示物などの情報が、来庁者にとってわかりやすい配置になっているか。 （優先順位や扱っている分野を整理されているか）	○	○	○	○	○	○	○
☐	建物の新築、改築、改修工事等の際に、障がい当事者の意見を聞いているか。	○	○	○	○	○	○	○